

## 「1,754人から2,010人へ！」 この春、登録建築家数が256名増加！

JIAでは、皆様ご存知のように昨年6月に会員規程を改定し「正会員全員が原則的に登録建築家になる」ことを求めることとなりました(登録建築家: UIAの基準に合わせた国際標準の建築設計者資格。登録者の資質・能力・倫理性を社会に対し担保することにより依頼者の利益を守り、良質な社会遺産を構築することに資する制度構築を目指すもの)。新規および再登録の際の審査手数料の減額、CPD単位数不足などでいったん登録を外れていた方の再登録の際のCPD免除などの2年間の優遇措置を設けたこと、広報、各支部を通じてのキャンペーンの成果もあり、漸減傾向の続いていた登録建築家数は一気に増加を見ました。

ここ数年、自治体の設計業務に関するプロポーザル等で、登録建築家であることが業務実績要件の代わりに資格要件として認められる事例も見受けられるようになったこと、PUBDIS(公共建

築設計者情報システム)の技術者情報の取得資格名に追加されたことなど、登録建築家の能力水準は公に認知され始めています。JIAは今後も、より有意義なCPDプログラムの準備と単位取得機会の地域差の是正など、制度の充実に努め、民間資格制度を有する他の建築関連団体(J5)と協働して、この資格制度の普及活動を行っていきたく考えています。

「正会員全員が原則的に登録建築家になる」という目標からすると、256名増とはいえ達成率は2,010人/正会員数3,992名(2016.4時点)で、まだ50%、これからが正念場です。優遇措置は次の登録更新、2016年度で終了します。各支部・地域会を通じての新規登録、再登録、そして確実な更新への呼びかけを早い時期から強化し、目標達成へ向かひましよう。今年度は別記のように、秋から受け付けを開始します。

### 登録建築家制度に参加して 建築家を取り巻く状況の改善に繋げよう！

六鹿正治 (JIA 会長)



建築家資格についての世界的コンセンサスであるUIA協定に基づく国家資格を日本で実現するために、JIAは他会と共有できる民間資格を社会制度として定着させる運動(社会制度ルート)と並んで、昨年度から芦原前会長のもとで「正会員ルート」を新たに決めました。まずはJIA正会員が原則として必ずUIA基準の登録建築家になるという、その内容の実現のために、会員規程や資格制度規則・細則を改定し、会員各位の協力をお願いしたところ、制度改革1年目ながら登録建築家数の大幅増をみました。

これは大変喜ばしいことですが、建築家を取り巻く状況の改善へと繋ぐには、正会員のほぼ全員がこの運動に参加し、一般名詞としての建築家ではない、公益担保の保証としての登録建築家制度の社会的プレゼンスをさらに向上させなければなりません。

安全で機能的で美しい建築をつくること、周辺環境、地域環境、地球環境に配慮しつつ多様な要求条件をまとめ建築という空間環境をつくること、これらの責任を果たすためには、必要十分な設計時間や適切な報酬確保に向けた、業務環境の改善が必要です。公共施設の設計入札や民間の建設会社によるサービス設計の状況も是正しなくてはなりません。これらの社会的な課題のそれぞれに対峙するためにも、設計監理の業務規準であり建築家の行動規範でもあるUIA協定に基づいた、粘り強い運動が必要です。

「登録建築家」を公益担保の水準・指標として社会に定着させ、そして私たちの業務環境を世界水準に近づけるために、登録建築家制度への皆様のいっそうのご参加・ご協力をお願いいたします。

### UIA基準を満たす建築家へ！

安達治雄 (職能・資格制度委員長)



JIAの定款には「日本建築家協会は建築家の団体である」と謳われています。しかし、そこには建築家の定義は書かれていません。この“建築家”をJIAがみずから定義したのが登録建築家という資格制度です。つまり、登録建築家の資格を得て初めて“建築家”の定義を満たす、その“建築家”の団体であるべきなのです。JIA正会員というmembershipが職能の資格(license)の代用ではなく、アーキテクトの資格に達した者たちのメンバーシップこそがJIAなのだと言えます。

また、JIAはUIAの日本支部として、UIA協定の規準を満たし世界と共有し得る国家資格の将来像を私たちの社会に示す責務があり、そのモデル制度として登録建築家の運動を推進してきました。

最近、登録建築家はプロポーザル参加要件としても認知され始めており、今こそJIA正会員の皆が登録建築家となってJIAという団体の基本的な姿を実現するとともに、この運動を通じて、公益保護・公益寄与の向上という、資格の本来の目的に近づくことが重要です。

## 優遇措置は今回で終了です！ この機会に!!

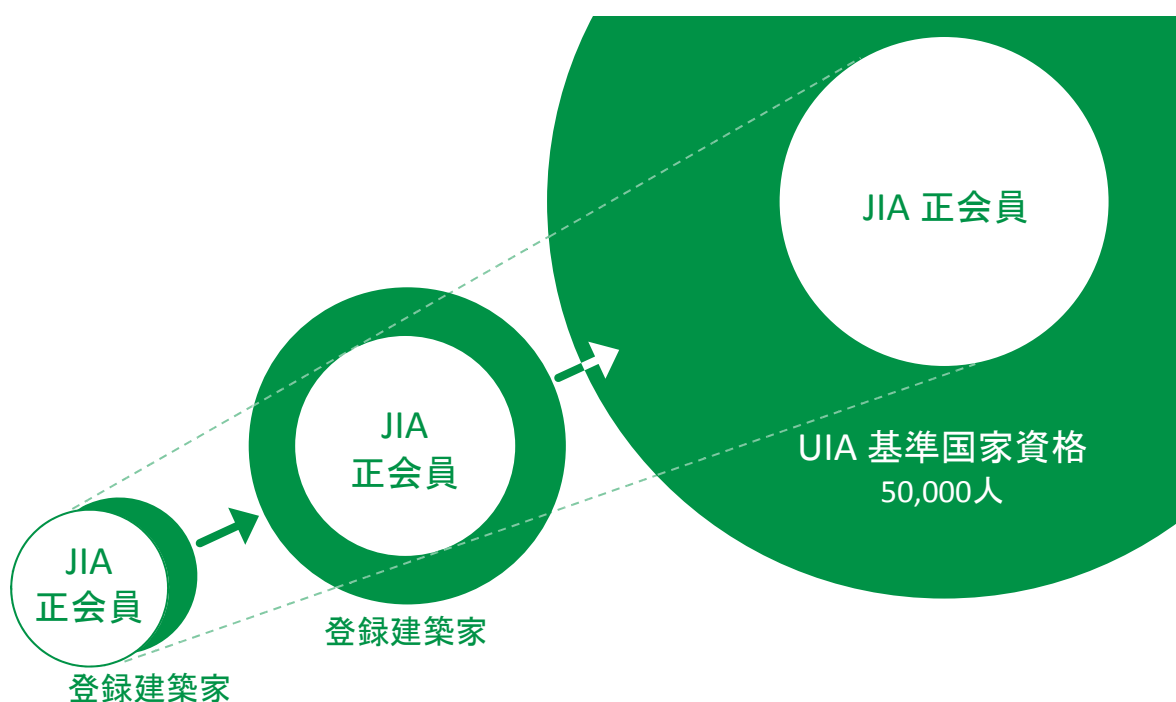
今年度の新規登録は10月から、再登録および更新は11月から受付を始めます。手続きが混雑する恐れがありますので、お早めに申請して下さいますようお願いいたします！

<b>新規登録</b>	<b>初めて登録建築家の認定申請をする JIA 正会員</b>	
	審査手数料	¥15,000 → ¥0
	登録料	¥18,000 → ¥12,000
	受付期間	2016年10月3日～2017年1月31日
	申請方法	建築家登録認定機関ホームページで近日中に公開予定
<b>再登録</b>	<b>過去に登録建築家の認定を受けたが、現在は登録されていない JIA 正会員</b>	
	再登録審査手数料	¥10,000 → ¥0
	再登録料	¥18,000 → ¥12,000
	CPD単位	申請前に36単位必要 → 不要
	受付期間	2016年11月1日～2017年1月31日
<b>更新</b>	例年通りの手続きとなります。	
	受付期間	2016年11月1日～2017年1月31日

※ご注意

過去に登録建築家の認定を受けた方は重複して認定を受けることはできませんので、新規ではなく、再登録の手続きをお願いします。なお、お問い合わせは所属されている支部の事務局にお問い合わせください。  
(建築家登録認定機関ホームページURL <http://the-japan-institute-of-architects.com/>)

## 登録建築家の将来像 ～社会から信頼される JIAへ～



(職能・資格制度委員会)